

# 勤労者ニュース No. 66

編集・発行 豊中市市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6862 FAX 06-6858-5095 Mail: shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

<目次>

- 労働条件明示のルールが変わります・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくり・・・・・・・・・・ 2・3
- 令和6年4月から障害者の法定雇用率が2.5%に引き上げ・・・・・・・・ 4
- 「身近なことからできるSDGsの取り組み」・・・・・・・・・・ 4
- 女性活躍推進事業者認証制度がスタートしました / 男女共同参画苦情処理制度って？ / とよなか男女共同参画推進センターすてっぷのご案内・・・・ 5
- 「知ろう 認知症の12のリスク」 / 豊中市民対象のけんしんのご案内・・・・ 6
- あなたのこころの状態はいかがですか？・・・・・・・・・・ 7
- 豊中市人材確保促進補助金が拡充されます・・・・・・・・・・ 7
- 豊中市中小企業勤労者互助会のご案内・・・・・・・・・・ 8
- 働き方アドバイザー派遣制度をご利用ください・・・・・・・・ 8



令和6年(2024年)4月から

## 「労働条件明示のルール」が変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と 更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 あわせて、最初の労働契約より後に更新上限を新設・短縮する場合、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルール(※)に基づ く無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 あわせて、無期転換後の労働条件を決定するにあたって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

(※) 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度

制度改正の詳細等については、厚生労働省のホームページよりご覧いただけます→



パート・アルバイトで働く方が

# 「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。



## パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、  
厚生年金・健康保険に加入するため、  
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、  
国民年金・国民健康保険に加入するため、  
保険料負担を避け、就業調整してしまう



### 「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の  
厚生年金や健康保険の加入にあわせて、

## 手取り収入を減らさない取組

を実施する企業に対し、

## 労働者 1 人当たり 最大 50 万円 の支援をします。

- ※・ 社会保険適用促進手当を支給  
(社会保険料の算定対象外)
- ・ 賃上げによる基本給の増額
- ・ 所定労働時間の延長



### 「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が  
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、

## 収入が一時的に 上がったとしても、 事業主が その旨を証明

することで、

## 引き続き被扶養者 認定が可能となる 仕組みを作ります。

次のページにも詳しく記載をしています。  
厚生労働省の専用ページはこちらから ⇒



## 「106万円の壁」への対応

### ◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

#### (1) 手当支給メニュー

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
②賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

#### (2) 労働時間メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※助成金は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額

※1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

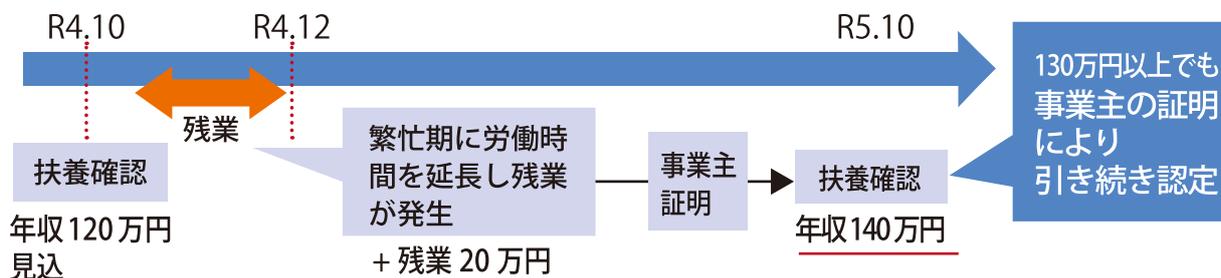


※保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額  
なお、手取り収入は税金については考慮しない

## 「130万円の壁」への対応

### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



## 令和6年(2024年)4月1日から障害者の法定雇用率が

2.3%



2.5%

に引き上げ!!

対象となる事業主の範囲が、**従業員40.0人以上**に広がります。  
従業員40.0人以上43.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください!

### ◆対象となる事業主には以下の義務があります◆

- ・ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること。
- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するように努めること。

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援などの支援制度を利用できます。  
サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。



「障害者雇用のご案内」→

## 身近なことからできるSDGsの取り組み

2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標・SDGsでは、「誰一人取り残さないこと」を理念とし、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を達成年限とし17のゴールと169のターゲットから構成されています。採択時に比べると、皆さまもSDGsについて考え、取り組む機会が増えてきたのではないのでしょうか。



40万人の  
とよなか  
未来バトン  
SDGs to 2030

日本が達成できていないと評価されている目標は5つあり、その一つに「12. つくる責任つかう責任」があります。日本は、プラスチック廃棄物の輸出量が多いという点が低評価の原因ですが、そもそものプラスチックの廃棄を減らすことでこの目標を達成に導くことができます。そのためには、ごみを分別する、マイバッグやマイボトルを持参するなど身近なことから取り組むことが大切です。

## 地域を良くするため、一緒にSDGsに取り組みませんか。

豊中市は、令和5年度より多様な主体の連携による、SDGsの取り組みの推進や地域課題の解決をめざして「豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム」を創設しました。これは、SDGsに取り組む事業者・団体等が幅広く登録する「豊中SDGsパートナー登録制度」と公民学が連携して地域課題のための具体的な事業に取り組む「公民学連携プラットフォーム」を一体化したもので、より多くのステークホルダーの連携による地域課題の解決をめざしています。ぜひこの機会に「豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム」へ登録されてみてはいかがでしょうか。申込方法等は市ホームページをご覧ください。⇒

【連絡先】

豊中市 都市経営部 経営戦略課

TEL：06-6858-2773 FAX：06-6858-4111



# 女性活躍推進事業者認証制度がスタートしました

女性活躍推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「豊中市女性活躍推進事業者」として認証することにより、豊中市内の事業者等における女性活躍推進を促すことを目的とした制度です。

## 認証事業者になると・・・

- ・ 認証事業者には認証証が交付され、市のホームページで取り組みを紹介します。
- ・ 会社のホームページや名刺等にロゴマークを使用できます。

詳細な要件、申込み方法等はホームページをご覧ください。⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

【申し込み・お問い合わせ】 豊中市 人権政策課 TEL:06-6858-2504



認証ロゴマーク



## 男女共同参画苦情処理制度って？

セクハラやマタハラで困っている、職場で性別による差別を受けている、これってハラスメント・・・？ このようなことで困っていたら、お気軽にご相談ください。

◆プライバシー厳守 ◆相談無料 ◆専門の相談員が対応

### ●男女共同参画苦情処理窓口●

受付日時：毎週火・土曜日（年末年始を除く）13時～17時（電話・面談）

場所：阪急豊中駅西側 エトレ豊中ビル5階 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ内

TEL:06-6840-8055 Mail:danjokujou@city.toyonaka.osaka.jp



詳しくはホームページをご覧ください

阪急豊中駅を降りてすぐ！

## ご利用ください！ とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ

すてっぷは、豊中市域のあらゆる分野への男女の均等な参画の推進及び男女の人権の確立を図ることを目的に事業を行う施設です。市内在住以外の方でも利用できます。



### 情報ライブラリー 【問合せ TEL.06-6844-9735】

男女共同参画推進に関する図書・資料（約23,000点）等の閲覧・貸出など無料で利用できます（貸出にはすてっぷ情報ライブラリーカードが必要）。また、職場研修に使えるDVDの貸出も行っています。

### 女性のための相談 【予約・問合せ TEL.06-6844-9739】

女性が生きていくうえで抱える悩みについて、女性相談員が相談者の本来持つ力を引き出し、自己決定につながる支援をしています。相談はすべて無料、秘密厳守。カウンセリング、ほっとライン、ガールズ相談、労働相談、就労相談、法律相談、女性のヘルスケア相談があります。

### 市民活動の場（駅近の貸ホール・貸会議室）【問合せ TEL.06-6844-9774】

会議・学習・市民活動などに使える貸室があります（営利目的利用は不可）。ロビーには印刷機、コピー機、授乳室、子どもが遊べるキッズスペースもあり、幅広くご利用いただけます。

### 学び・交流の場（講座・イベント）

女性の就労支援や各種講座の実施、研修講師派遣もいたします。詳しくは、お問合せください。【問合せ TEL.06-6844-9773】

	受付・開館時間	閉室・休館日
ロビー	9:00～21:30	水曜日・年末年始
貸室	9:00～21:30 (受付は17時30分まで)	水曜日・年末年始
情報ライブラリー	10:00～20:00 (日曜は17時まで)	水曜日・祝日・毎月最終火曜日・特別整理期間・年末年始
相談室	9:00～20:00 (土曜は17時まで)	水曜日・日曜日・祝日・年末年始
すてっぷホームページ <a href="https://toyonaka-step.jp">https://toyonaka-step.jp</a>		

### 男性のための電話相談 【専用 TEL.06-6844-9111】

第2火曜日18時～20時、第4土曜日13時～17時 男性相談員による男性専用相談です。（令和5年4月より10代～30代の男性を対象にしたボーイズ相談も開設しています。）

日々の生活習慣が認知症のリスクに!?

# 「知ろう 認知症12のリスク」と 「はじめよう予防につながる3つの行動」

～働く世代からの認知症予防習慣ナビ～



「働く世代からの認知症予防習慣ナビ」はこちらから

### 問合せ

TEL.06-6152-7381

コロナ健康支援課

Mail: kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp



### あなたに当てはまるリスクはどれ？

まずは「自分で改善できる」認知症リスクを知りましょう。

…………… 認知症を引き寄せる 12 のリスク……………

- |                                   |                                  |                              |                                |
|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 運動不足     | <input type="checkbox"/> 喫煙      | <input type="checkbox"/> 肥満  | <input type="checkbox"/> 脂質異常症 |
| <input type="checkbox"/> 不健康な食事   | <input type="checkbox"/> 認知活動の低下 | <input type="checkbox"/> 高血圧 | <input type="checkbox"/> 難聴    |
| <input type="checkbox"/> 日常的な過剰飲酒 | <input type="checkbox"/> 社会的孤立   | <input type="checkbox"/> 糖尿病 | <input type="checkbox"/> うつ病   |



### 今日から始めよう、認知症の予防につながる3つの行動

- ① 運動
- ② 知的活動
- ③ コミュニケーション



運動不足、不健康な食事、糖尿病、高血圧…。日々の生活習慣が認知症のリスクになります。

リスクは中年期（40～50代）からの生活習慣病や生活行動に関わっています。

まずは自分で改善できる認知症の12のリスクを知り、その予防につながる3つの行動を今日からはじめてみましょう！

「働く世代からの認知症予防習慣ナビ」と題して、特に働く世代や若年層に向けてマンガや動画で詳しく紹介しています。

## 豊中市民対象のけんしん

けんしん費用 **無料** ※けんしんの結果、精密検査が必要の場合は別途費用がかかります  
事業所・職場でのがん検診の機会のない人も **受診できます**

### けんしん一覧

市民健診（30代の人等） 特定健診（国保加入者） 大腸がん検診  
肺がん検診 前立腺がん検診 胃がん検診 乳がん検診  
子宮がん検診 骨密度測定 歯科健診 肝炎ウイルス検査

対象年齢など  
詳細はここでチェック！



**受診方法**

**STEP1**  
医療機関を選ぶ



**STEP2**  
医療機関へ予約

**STEP3**  
けんしん受診票ハガキを持って受診する



けんしんお問合せダイヤル **06-6152-7538**（平日 9時～17時15分）



# あなたのこころの状態はいかがですか？

## こころの疲れや不調を感じていませんか？

日々の生活の中で無理が続くと、こころのバランスが崩れやすくなります。「こころの体温計」は、気軽にいつでも、どこでも、こころの状態をチェックできるシステムです。こころの体温、測ってみませんか？



## あなたもここサポになりませんか？

誰もがこころの不調を経験する時代。こころの健康について学べる 20 分の動画です。

URL <https://youtu.be/7rKUeu7duws>



ストレス対処法やコミュニケーションについても学べます。



こころの健康相談（豊中市保健所 精神保健係）

☎ 06-6152-7315（平日9:00～17:00、年末年始・祝日除く）

## お酒の量は増えていませんか？

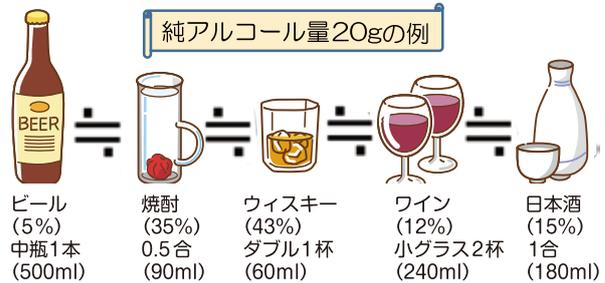
- 気持ちを落ち着かせるための飲酒
- 不安を解消するための飲酒
- 眠れないときに眠るための飲酒



このような飲酒は、いずれも飲酒量が増える傾向にあり、このような飲み方を続けていると、がんや高血圧、アルコール依存症など心と体に悪影響を及ぼすリスクが高まります。

節度ある適度な飲酒（1日純アルコール量 20g 以下、週 2 日の休肝日）を心がけてください。

自分の意思だけで飲酒習慣を変えることが難しい場合は保健所にご相談ください。



# 「豊中市人材確保促進補助金」が拡充されます！

多様な人材の確保や就労の促進を図ること、また従業員が働きやすい職場環境づくりを応援します。令和 6 年度から、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの研修受講料や副業人材等への業務委託費を補助対象に追加し、副業人材等を活用する場合や複数事業で申込む場合に補助限度額を引き上げました。

**対象者** 市内の中小企業者等

**補助限度額**

補助対象事業 ①～③ 10 万円（補助率 1/2）

補助対象事業 ④ 15 万円（補助率 1/2）

複数事業での申込の場合 15 万円（補助率 1/2）

### 補助対象事業

事業	内容	補助対象経費
① 就業規則等を整備するための事業	職場環境整備等のための就業規則等の変更にかかる社会保険労務士等への費用	・委託費 ・報酬 等
② 働きやすい職場環境づくりを進めるための事業	職場環境整備等のための社内研修または外部研修に要する費用	・外部研修参加費 ・研修委託費 ・外部講師への謝礼金 等
③ ものづくり人材を育成するための事業	全国のポリテクセンター・ポリテクカレッジが実施する研修またはセミナーの受講料	・オーダー型セミナーを含む受講料
④ 副業人材等の人材を活用するための事業	副業人材等を活用するために要する費用	・専用サイト登録掲載料 ・副業人材等への業務委託費 ・仲介手数料、コーディネイト料 等

詳細な条件、対象者や申込み方法等はこちらから

**お問い合わせ** 豊中市都市活力部産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階 TEL：06-6858-2199



# 豊中市中小企業勤労者互助会 入会のご案内

月々 500 円の会費で従業員に充実した福利厚生サービスを提供できます

慶弔時の給付金や観劇・レジャー施設等チケットの割引価格での購入、人間ドックやインフルエンザ等予防接種などの補助が利用可能です。また、大阪府内の共済会・互助会の割引提携施設を協同化し、より多くの提携施設を利用できる「おおきに Net」、日本全国の 2 万を超える割引協定契約施設を利用できる「全福センター」にも加入しており、どちらのサービスも利用できます。

## 入会できる事業所

豊中市内に主たる事業所があり、従業員 300 人以下の企業等  
(従業員 1 人から加入できますが、事業主のみの加入はできません)

## 掛 金

会費は会員 1 人につき月額 500 円  
入会時のみ入会金が 1 人 600 円かかります

## メリット

- 掛金が安い！
- 会長が豊中市長で市が運営をサポートしており、安心
- 従業員の健康管理に！
- 掛金は税法上、損金又は必要経費として処理可能
- 自社だけでは難しい慶弔時の給付に！
- 福利厚生を充実させ、人材確保・定着に！

### 【お問合せ】

豊中市中小企業勤労者互助会事務局（くらし支援課内）  
豊中市北桜塚 2 丁目 2 番 1 号（豊中市立生活情報センターくらしかん内）

TEL:06-6858-6862 FAX:06-6858-5095



就業規則の変更や労務管理のお悩みに！

## 「働き方アドバイザー」をご活用ください！

労働・雇用(労務)を巡る環境は、法改正を含め、変化することも少なくありません。そういった変化に対し、自社の制度や就業規則などが適応しているかどうか、自社だけで対応することは大変です。

そんなときは、労働・労務の専門家である「働き方アドバイザー」にご相談を！

社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し、**無料**で労働や労務に関するご相談を受けることができます。働き方に関する法改正も進む中、自社の就業規則の見直しや労働環境の整備などに、ぜひご活用ください。

対象：豊中市内の事業所など 費用：無料（5 回まで）

申込み：豊中市ホームページに掲載の申込書に記入し、必要書類を添えてくらし支援課にご提出ください。

申込書のダウンロードはこちらから→→→

問合せ：市民協働部くらし支援課

TEL：06-6858-6862 Mail：shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

